

今村証券株式会社

【 2 0 0 9 年 版 】

【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月～平成21年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成21年3月期における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）があり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	今村証券株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 今村九治
所在地	石川県金沢市十間町25番地
電話番号	076-263-5222(代)

② 会社の沿革

年 月	沿 革
大正 10 年 3 月	今村直治商店を創業
昭和 19 年 7 月	企業整備法に基づき志鷹吉蔵商店、藤井外治商店、小島喜四郎商店を統合して今村証券株式会社を設立
昭和 23 年 10 月	証券取引法に基づき証券業者として登録
昭和 26 年 5 月	七尾出張所を開設
昭和 40 年 12 月	小松証券(株)を合併、小松支店を開設
昭和 43 年 4 月	改正証券取引法に基づく免許取得 七尾出張所の七尾営業所への昇格
昭和 50 年 4 月	丸岡営業所を開設
昭和 53 年 4 月	砺波営業所を開設
昭和 55 年 9 月	加賀営業所を開設
昭和 58 年 9 月	丸岡営業所を廃止、福井営業所を開設
昭和 61 年 9 月	新湊営業所を開設
昭和 62 年 9 月	弥生営業所(金沢市)を開設
昭和 63 年 7 月	福井営業所の福井支店への昇格
平成 2 年 5 月	板垣営業所(福井市)を開設
平成 2 年 9 月	金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務を開始
平成 3 年 10 月	弥生営業所の弥生支店への昇格
平成 8 年 7 月	加賀営業所の加賀支店への昇格
平成 10 年 12 月	証券取引法の改正に基づく登録(北陸財務局長(証)第1号)
平成 11 年 9 月	保険業法に規定する保険募集業務を開始
平成 11 年 12 月	農林水産大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場・砂糖市場、東京工業品取引所貴金属市場・ゴム市場・アルミニウム市場・石油市場の商品取引員の許可を受ける
平成 12 年 1 月	商品投資に関する事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業を開始
平成 15 年 6 月	資本金を5億円に増資
平成 15 年 8 月	日本証券クリアリング機構の清算参加者資格の取得

平成 15 年 11 月	有価証券の元引受け業務の認可
平成 15 年 12 月	東京証券取引所の総合取引資格の取得
平成 16 年 7 月	七尾営業所の七尾支店への昇格 板垣営業所の板垣支店への昇格
平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所の取引資格の取得
平成 17 年 10 月	新湊営業所を移転し、高岡支店を開設 砺波営業所の砺波支店への昇格
平成 19 年 1 月	金融先物取引業者の登録
平成 19 年 4 月	外国為替保証金取引を開始
平成 19 年 6 月	銀行法の規定に基づく銀行代理業の許可
平成 19 年 9 月	金融商品取引法の規定に基づく金融商品取引業者の登録 (北陸財務局長(金商)第3号)
平成 21 年 2 月	銀行法の規定に基づく銀行代理業を廃業

③ 会社の目的

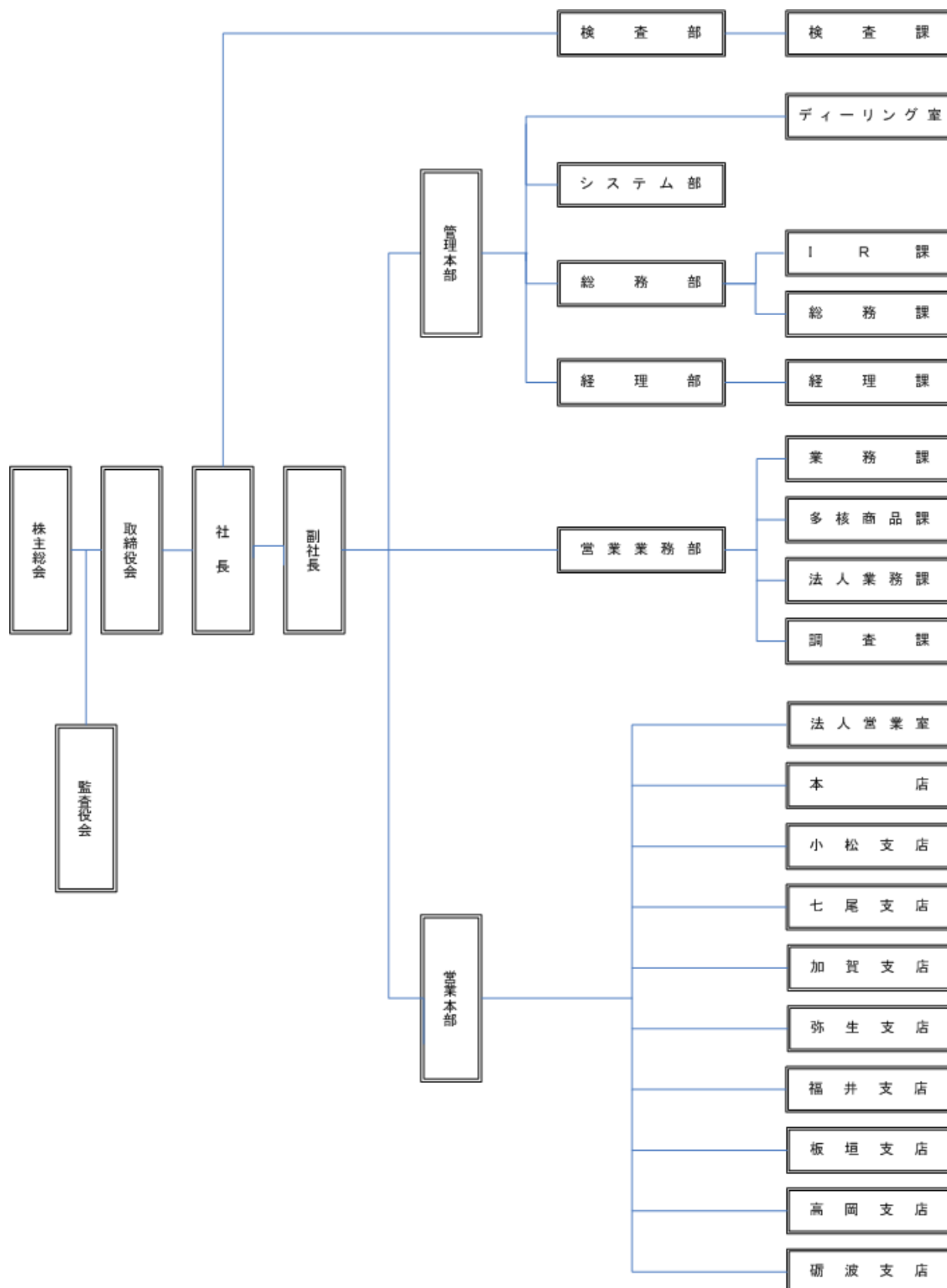
- (a) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (b) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (c) 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (d) 外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (e) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- (f) 有価証券の引受け
- (g) 有価証券の売出し
- (h) 有価証券の募集又は私募
- (i) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (j) 投資顧問契約又は投資一任契約に係る業務
- (k) 金融商品取引業に付随する業務
- (l) 商品取引所法に規定する商品市場における取引に係る業務
- (m) 貸金業
- (n) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- (o) 生命保険の募集に関する業務
- (p) 損害保険の代理業務
- (q) 銀行代理業
- (r) 信託契約代理業
- (s) 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- (t) 前各号に掲げる業務のほか、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務
- (u) 前各号に附帯する事業

(注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営の組織

当社の経営組織は次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 商品取引所法の規定に基づく業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務及び委託の取次業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣により商品取引受託業務の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」、経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」)

取引所名 \ 市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	石油	アルミ	上場商品名
東京穀物商品取引所	●						一般大豆、Non-GMO 大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
		●					粗糖
東京工業品取引所			●				金、銀、白金、パラジウム
				●			ゴム
					●		ガソリン、灯油、原油
						●	アルミニウム

○ 受託業務 ● 取次業務

※ 取引所における取引注文の執行をカネツ商事株式会社に委託しております。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

(b) その他の業務

イ. 金融商品取引業(金融商品取引法第 2 条第 8 項)

ロ. 金融商品取引業付随業務(金融商品取引法第 35 条第 1 項)

ハ. その他業務(金融商品取引法第 35 条第 2 項及び 4 項)

i) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

ii) 保険業法に規定する保険募集

iii) 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

(注) 銀行法の規定に基づく銀行代理業については、平成 21 年 2 月 28 日をもって当該業務を廃業しております。

⑤ 営業所の状況

店 舗 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
本 店	〒920-0906 石川県金沢市十間町 25 番地	076-263-5111
小 松 支 店	〒923-0864 石川県小松市有明町 22 番地	0761-23-1525
弥 生 支 店	〒921-8036 石川県金沢市弥生二丁目 4 番 12 号	076-242-2122
加 賀 支 店	〒922-0842 石川県加賀市熊坂町イ 133 番地の 9	0761-73-3133
七 尾 支 店	〒926-0046 石川県七尾市神明町口 2 番地 10	0767-52-3122
福 井 支 店	〒910-0067 福井県福井市新田塚一丁目 80 番 36 号	0776-22-6644
板 垣 支 店	〒918-8104 福井県福井市板垣五丁目 1010 番地	0776-34-6996
高 岡 支 店	〒933-0045 富山県高岡市本丸町 13 番 7 号	0766-26-1770
砺 波 支 店	〒939-1368 富山県砺波市本町 6 番 28 号	0763-33-2131

⑥ 財務の概要

決算年月	平成 21 年 3 月期
(a) 資本金	500,000 千円
(b) 純資産額	4,390,220 千円
(c) 総資産額	15,131,161 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	△20,768 千円 (3,108 千円)
(e) 経常利益	44,237 千円
(f) 当期純利益	20,305 千円

- (注) 1. 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。
2. 総資産額、営業収益及び経常利益は、社団法人日本商品取引員協会（現 日本商品先物取引協会）が定めた「商品先物取引業統一経理基準」（平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,085,000 株 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であります。

⑧ 主要株主名(上位 10 名)

氏名、商号又は名称	住 所	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		株	%
今村 九治		542,470	26.02
今村 直喜		406,400	19.49
今村コンピューターサービス(株)	石川県金沢市増泉二丁目 5 番 13 号	250,020	11.99
今村不動産(株)	石川県金沢市増泉二丁目 5 番 13 号	227,640	10.92
今村証券社員持株会	石川県金沢市十間町 25 番地	209,960	10.07
今村 和子		101,520	4.87
小野寺 千加子		67,200	3.22
米田 信昭		46,130	2.21
松木 芳男		35,340	1.69
谷口 文平		35,040	1.68
計		1,921,720	92.17

※ 個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員 の 状 況

役 名 及 び 職 名	氏 名 及 び 生 年 月 日	所 有 株 式 数
代表取締役 社長	今村 九治 昭和 19 年 4 月 10 日	千株 542
取締役副社長	谷本 憲三郎 昭和 23 年 4 月 3 日	2
常務取締役 (管理本部長)	吉田 栄一 昭和 31 年 1 月 30 日	10
取締役 (営業本部長)	寺下 清隆 昭和 29 年 2 月 14 日	10
取締役 (検査部長)	松本 幹生 昭和 30 年 10 月 25 日	10
取締役 (総務部長)	大崎 憲一 昭和 26 年 10 月 27 日	9
取締役 (営業業務部長)	宮田 秀夫 昭和 35 年 3 月 9 日	5
監査役 (常勤)	米田 信昭 昭和 15 年 9 月 21 日	46
監査役 (非常勤)	中島 史雄 昭和 15 年 10 月 12 日	
監査役 (非常勤)	中村 善宏 昭和 21 年 1 月 8 日	
計	10 名	637

(注) 1. 監査役中島史雄ならびに中村善宏は、会社法第 2 条第 16 号に定める
社外監査役であります。

2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従 業 員 の 状 況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	153 人	104 人	49 人	82 人	71 人
平 均 年 齢	34.1 才	36.9 才	28.1 才	32.4 才	36.0 才
平 均 勤 続 年 数	11.8 年	14.0 年	6.9 年	9.4 年	14.5 年
外 務 員 数	103 人	85 人	18 人	77 人	26 人

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は「百術不及一誠」を基本理念としております。これは“百術は一誠に及ばず”と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、と言う意味です。すべてのお客様に誠心誠意で接する事が大切だということを教えている言葉で当社の心構えとして全社員の心の中にあります。また、経営姿勢としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一步」が挙げられます。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一步を踏み出す勇気を持ちたい、そういう経営があつてこそ初めて、日本の資本市場を引っ張り、国民経済に寄与することが出来るという強い理念です。

当社は収益構造の多様化と新しい収益分野への積極的な取り組みにより、安定的・持続的成長をめざしております。この取り組みの一つとして平成11年12月より商品先物取引業を開始しております。当社は取次商品取引員であり、取次先の受託会員名はカネツ商事株式会社です。また、取扱う上場商品は、東京工業品取引所の金（ミニ金含む）、銀、白金（ミニ白金含む）、パラジウム、ゴム、アルミニウム、ガソリン、灯油及び原油、東京穀物商品取引所の一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆及び粗糖であります。商品取引受託業務においては対面営業のみを行っており、インターネット取引は行っておりません。また、自己売買業務は行っておりません。当社の本業は証券業務であり、どちらかと言えば商品取引受託業務は補完的な立場にあります。そのため対面営業といっても積極的というよりは受動的な営業というのが現状の姿です。

当社は「金地金」や「商品ファンド」の販売等も行っております。また、近年では原油、金、穀物等商品市況の動きに連動する投資信託も販売しております。さらに、株式市場において金価格連動型投資信託、いわゆる「金ETF」が上場されるなど、商品市場に関連する金融商品は増加する傾向にあります。商品市況は株式市況や債券市況と異なる動きをするため、商品先物取引は総合的な金融商品の一つとして重要性が増しております。今後も証券業務の経験がある顧客等を中心に対面営業による勧誘を行い、地道に商品先物取引を定着させてゆく所存です。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機に加え、急激な円高や原油価格の乱高下等により企業収益が大幅に減少しました。さらに、急速な減産の動きが雇用の大幅な調整につながり、先行き不安に伴う消費の低迷が景気後退を一段と加速させ極めて厳しい状況となりました。

日本の株式市場においても、日経平均株価（終値）は6月に14,489円44銭の高値をつけるまで堅調に推移していましたがその後は下落に転じました。9月の米証券大手リーマン・ブラザーズ破綻を契機に急速に下落し、10月には7,162円90銭の安値をつけるにいたりました。11月には9,521円24銭まで戻したもののその後再び反落、3月に7,054円98銭の年初来安値を更新しました。結局、日経平均株価（終値）は前3月末に比べ35.3%下落の8,109円53銭で当期を終えております。

商品先物取引市場においては、前半は、原油、貴金属及び穀物等の価格が高騰し、その後9月より

急激な金融収縮による急落がありました。海外の主要な商品取引所では大変な活況を呈していましたが、国内商品取引所においては残念ながら出来高は低迷を続けておりました。そのため、取引所をはじめ業界をあげて市場の活力を取り戻すため懸命な努力がなされましたが、出来高は全国的に減少しました。

こうした市場の状況の下、当社においても後述のとおり取引は減少しました。

③ 営業の経過及び成果

当期の受取手数料は、前期比で9,384千円減少し、3,108千円となりました。委託売買高については、531枚となりました。前述のとおり当社は自己売買業務を行っておりませんので、売買損益部門の実績はありません。委託者状況については、地道に活動を続け11名の新規顧客を獲得することができました。この結果、期末における商品先物顧客は95名となりました。

また、当社の収益の大半を占める株券に係る委託手数料は、株式市況の低迷を受けて9億45百万円（前期比33.3%減）と減少し、その影響により当期の受入手数料の合計は、18億78百万円（前期比13.4%減）となりました。

以上の結果、当期の営業収益は19億79百万円（前期比16.7%減）、経常利益は31百万円（前期比92.1%減）、当期純利益は20百万円（前期比90.1%減）となりました。

④ 対処すべき課題

金融危機や市況の低迷により複雑な金融商品が敬遠されるなど貯蓄から投資への流れが停滞しています。同様の理由により証券業界より退出する会社がある一方で、個人投資家をターゲットとする地方銀行や金融先物取引業者等の子会社等の参入があり、長期的にみれば貯蓄から投資への方向性に変化はないものと思われま

す。こうしたなか、当社では多様化する投資家のニーズを捉え他社との差別化を図っており、一層の企業価値の向上を図る上で以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

- ・ 高度な情報提供
- ・ 新規顧客の獲得
- ・ 安定した収益の確保
- ・ コンプライアンスの一層の強化

⑤ 受託業務管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、商品先物取引に係る受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定めるものである。

(管 理)

第2条 商品先物取引に係る受託業務についての管理は、管理部門がこれを総括し、総務部内部管理課がこれを統括する。なお総括管理責任者は管理本部長とし、統括管理責任者は総務部長とする。

- (1) 統括管理責任者は管理本部の取締役とする。
- (2) 統括管理責任者は総括管理責任者を補佐するものとする。

(商品先物取引不適格者参入防止)

第3条 次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を一切行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引を行うために借入れを行おうとする者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

2 次の各号の一に該当する者は、不適格者に準ずる者と判断し原則として勧誘及び受託は行わない。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- (2) 一定以上（年収500万円以上）の収入を有しない者
- (3) 70歳以上の高齢者
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- (5) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者

3 前項第1号及び同第2号に該当する者については第1号の例外要件を満たしている場合、同第3号に該当する者については第2号の例外要件を満たしている場合、同第4号に該当する者については第3号の例外要件を満たしている場合であって、自書により、自ら商品先物取引を行うに不適格者に準ずる者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、総括管理責任者が審査して了承したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができるものとする。

- (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること
- (2) 顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引（金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等）の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を証明できるものがあること
- (3) 顧客が新たに申告した投資可能額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること

4 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の告知、意思確認及び再勧誘禁止など)

第4条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これらの告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨の意思表示をした場合又は商品先物取引の委託のしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について全社的に周知徹底し、再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

(迷惑勧誘行為の禁止)

第5条 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

- (1) 午後9時～午前8時等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせる勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(顧客の属性情報の把握と管理)

第6条 当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止し、適合性の高い参加者を得るため顧客の属性情報を的確に把握するものとし、「総合取引口座申込書」「口座開設申請書」及び「口座設定申込書」において、次の各号に掲げる事項を設定して当該顧客から申告を受けるものとする。

- (1) 氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号
- (2) 職業、勤務先、役職、勤務先住所及び勤務先電話番号
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 投資可能資金額
- (5) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
- (6) 商品先物取引以外の投資経験の有無及びその程度
- (7) 受託契約を締結する目的
- (8) その他当社が必要と認めた事項

2 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

3 口座開設申請書等の記載事項を基に顧客情報データを作成するものとし、これらの記載事項に変更があった場合はその都度更新して適切に管理するものとする。

(適合性の審査)

第7条 当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止するため、総合取引口座申込書、口座開設申請書及び口座設定申込書の顧客情報に基づき、統括管理責任者が適合性の審査を行うものとする。

2 前項の審査による統括管理責任者の承認があるまでは、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、その者からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。

3 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、当該記録を総合取引口座申込書、口座開設申請書、口座設定申込書等の写しとともに取引終了後3年間保存するものとする。

4 総合取引口座申込書、口座開設申請書、口座設定申込書及び商品先物取引の理解についての確認書の原本は、各店店長が保管するものとする。

(説明義務の履行及び理解の確認)

第8条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガ

イド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面により行い、その後にもその他事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生のしくみ等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
- (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

(商品先物取引未経験者等に係る管理)

第9条 商品先物取引の経験が直近の過去3年の内に延べ90日に満たない者については、取引開始日以後3ヶ月間を取引習熟期間と定め、その期間の取引量は、顧客申し出の投資可能資金額の3分の1の額を上限とし、取引枚数はその範囲内の取引証拠金額の取引枚数に制限するものとする。

(不正資金の流入防止)

第10条 当社は、次の各号に規定する者からの受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者
- 2 前項に規定する者の取引に対し、資金の多寡にかかわらず疑義を感じた場合は当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては当該営業員に事情を聞いた上、当該委託者に直接面談して聴取することとする。
- 3 調査は総務部内部管理課が担当し営業本部はこれに協力するものとする。調査に当たっては、本人から事情を聴取するとともに、その裏付けの証拠の提出を求めるものとする。ただし、当該委託者が取引資金の裏付けとなる証拠の提出をできない場合又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。調査の結果、新たな入金及び建玉の追加は受けないものとされた場合、営業本部はこれを遵守し、以後の勧誘・受託を行わないものとする。ただし、仕切りに係る指示についてはこの限りでない。
- 4 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
- 5 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の取引は不正資金の有無に係らず受託しないものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第11条 当社は、入出金に係る管理を次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 委託者との間の入金及び出金は原則として当社窓口における授受または振込みによるものとする。ただし、やむを得ず店舗外で受渡しを行う必要がある場合は、必ず店長の承認を受けるものとする。店長は、委託者ごとにその必要性等について個別に審査し、承認を与えるものとする。
- (2) 取引証拠金を現金により受領する場合は、あらかじめ金額を記載した預り証の交付と同時にを行うものとする。
- (3) 登録外務員が委託者と現金により入出金する受渡しをしたときは、必ず、窓口経理担当者が委託者名、入出金額、日時、担当登録外務員の氏名を確認するものとする。
- (4) 店舗外での受渡しによる現金の出金については、原則として登録外務員を含む複数の役職員で対応

するものとし、受入れた受領書の裏面に、当該受渡しを行った役職員全員が署名するものとする。ただし、店長が、20万円未満の出金についてやむを得ない事情により一人の登録外務員で対応することを承認した場合には、これを認めるものとする。

(委託本証拠金の額等)

第12条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

(建玉制限等)

第13条 取引所の市場管理要綱に定める建玉制限等については、この主旨をよく説明して理解を得る。
2 委託者保護の立場から、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。ただし、この場合には委託者にこの主旨をよく説明し、理解を得た上で取引に参加させる。

(委託者の疑義等への対応)

第14条 委託者の疑義等への対応は総務部内部管理課がこれを行う。

(勧誘方針の策定及び公表)

第15条 当社は、適正な勧誘及びその確保のために必要な事項を定めた勧誘方針を策定するとともに、本支店及びホームページにおいてこれを公表するものとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第16条 委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、関連する諸法令・諸規則等を遵守するため、総務部内部管理課内に広告に関する担当責任者を置く。

(違反者に対する懲戒)

第17条 この規則に違反する行為があったと認められるときには、関係者に対して、就業規則に照らし厳正な社内処分を行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第18条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(付 則)

1. この規則は、平成11年12月1日より実施する。
2. この規則(第3条改正)は、平成12年5月2日より実施する。
3. この規則は平成15年4月1日より実施する。
4. この規則は平成15年6月6日より実施する。
5. この規則は平成17年5月1日より実施する。
6. この規則は平成17年10月12日より実施する。
7. この規則は平成19年12月11日より実施する。
8. この規則は平成21年4月28日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
104名	6名	4名	106名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
84名	11名	95名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)
前年度から継続している案件の件数 0件	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)
合計 0件	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)	0件 ※(0件)

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

なお、※（）内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

第70期貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,475,239	流動負債	2,983,558
現金・預金	1,762,372	信用取引負債	682,607
預託金	2,123,110	信用取引借入金	490,987
顧客分別金信託	2,080,000	信用取引貸証券受入金	191,620
金融商品取引責任準備預託金	42,170	預り金	1,746,052
商品取引責任準備預託金	940	顧客からの預り金	1,513,243
約定見返勘定	110	その他の預り金	232,808
信用取引資産	1,299,451	受入保証金	398,600
信用取引貸付金	1,187,096	未払金	6,890
信用取引借証券担保金	112,354	未払費用	24,093
短期差入保証金	180,597	未払法人税等	1,684
信用取引差入保証金	7,320	賞与引当金	105,210
先物取引差入保証金	93,022	役員賞与引当金	18,420
その他の差入保証金	80,255	固定負債	386,164
前払費用	9,388	退職給付引当金	126,245
未収収益	36,902	役員退職慰労引当金	259,918
繰延税金資産	50,787	特別法上の準備金	17,754
その他の流動資産	12,937	金融商品取引責任準備金	16,814
貸倒引当金	△ 420	商品取引責任準備金	940
固定資産	2,382,326	負債合計	3,387,476
有形固定資産	1,933,108		
建物	1,156,260		
器具備品	116,277		
土地	660,571		
無形固定資産	64,203		
借地権	31,740		
ソフトウェア	23,024		
電話加入権	9,438		
投資その他の資産	385,014		
投資有価証券	345,645		
長期差入保証金	7,486		
長期貸付金	7,884		
長期前払費用	316		
繰延税金資産	7,320		
その他投資等	16,363		
貸倒引当金	△ 3		
資産合計	7,857,566		
		純資産の部	
		株主資本	4,382,690
		資本金	500,000
		利益剰余金	3,882,690
		利益準備金	125,000
		その他利益剰余金	3,757,690
		別途積立金	3,530,000
		繰越利益剰余金	227,690
		評価・換算差額等	87,398
		その他有価証券評価差額金	87,398
		純資産合計	4,470,089
		負債・純資産合計	7,857,566

② 損益計算書

第 70 期損益計算書

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		
受入手数料		
委託手数料	952,894	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	759,243	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	57,169	
その他の受入手数料	108,701	1,878,009
トレーディング損益		
株券等トレーディング損益	8,537	
債券等トレーディング損益	614	
その他のトレーディング損益	2,450	11,602
金融収益		89,571
営業収益計		1,979,182
金融費用		39,044
純営業収益		1,940,138
販売費・一般管理費		
取引関係費	185,858	
人件費	1,332,399	
不動産関係費	89,626	
事務費	38,301	
減価償却費	141,404	
租税公課	32,890	
その他	89,898	1,910,379
営業利益		29,758
営業外収益		1,493
営業外費用		14
経常利益		31,237
特別利益		
固定資産売却益	170	
投資有価証券売却益	13,000	
金融商品取引責任準備金戻入益	25,356	
貸倒引当金戻入益	755	39,282
特別損失		
投資有価証券評価損	6,439	
固定資産除売却損	3,309	
商品取引責任準備金繰入額	2	9,751
税引前当期純利益		60,769
法人税、住民税及び事業税	34,044	
法人税等調整額	6,418	40,463
当期純利益		20,305

③ 株主資本等変動計算書

第 70 期株主資本等変動計算書

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成 20 年 3 月 31 日残高	500,000	125,000	3,237,788	510,021	4,372,809	191,159	4,563,969
当事業年度変動額 別途積立金の積立			292,211	△292,211	-		
剰余金の配当				△ 10,425	△ 10,425		△10,425
当期純利益				20,305	20,305		20,305
株主資本以外の項目の当事 業年度変動額（純額）						△103,760	△103,760
当事業年度変動額合計	-	-	292,211	△282,330	9,880	△103,760	△93,879
平成 21 年 3 月 31 日残高	500,000	125,000	3,530,000	227,690	4,382,690	87,398	4,470,089

④ 個別注記表

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

また、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針]

1. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

1) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券等)
時価法を採用しております。

2) トレーディング商品に属さない有価証券
その他有価証券

時価のある有価証券等

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております。移動平均法による原価法によっております。

時価のない有価証券等

3) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

①建物(建物附属設備を除く)

平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

②建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～39年 器具備品 3年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担す

べき額を計上しております。

4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法に基づき、給与規程に基づく期末自己都合要支給額から年金資産残高を控除した額を計上しております。

5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

（追加情報）

金融商品取引法の施行に伴い、従来の旧証券取引法第51条に基づき、旧「証券会社に関する内閣府令」第175条第1項に定めるところにより算出していた「証券取引責任準備金」については「金融商品取引責任準備金」に科目名を変更するとともに、金融商品取引法第46条の5第1項に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

この影響により、従来と同一の方法によった場合と比べ、税引前当期純利益が4,422千円増加しております。

7) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条第1項に基づき同施行規則第111条に定める額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。

5. 重要な会計方針の変更

1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

また、取引開始日が平成20年4月1日以降で通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理すべきリース取引がないことから、この変更による損益への影響はありません。

2) 「引受け・売出し手数料」及び「募集・売出しの取扱手数料」の表示方法の変更

平成20年12月20日付で「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関係政府令が施行されたことに伴い、「引受け・売出し手数料」を「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」、「募集・売出しの取扱手数料」を「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」に変更しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 867,229千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

1) 担保に供している資産

信用取引借入金の担保として、投資有価証券11,512千円、取引所等の信託金、保証金及び清算基金の代用として投資有価証券285,192千円を差入っております。

上記のほか、信用取引借入金の担保として、保管有価証券495,908千円、証券先物取引証拠金の担保として保管有価証券392,685千円を差入っております。

- 2) 担保に係る債務
信用取引借入金 490,987千円
3. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項
金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項
商品先物取引責任準備金 商品取引所法第221条第1項
4. 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金はありません。
当座貸越極度額の総額 4,000,000千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項
当事業年度末における発行済株式の種類及び数
普通株式 2,085,000株
2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,425	5円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月28日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

- 1) 流動資産
- | | |
|-------|----------|
| 賞与引当金 | 42,536千円 |
| 未払事業税 | 717千円 |
| 未払費用 | 7,534千円 |
| 小計 | 50,787千円 |
- 2) 固定資産
- | | |
|----------------|------------|
| 金融商品取引責任準備金 | 6,797千円 |
| 減価償却超過額 | 8,104千円 |
| 退職給付引当金 | 51,040千円 |
| 役員退職慰労引当金等 | 106,161千円 |
| その他 | 694千円 |
| 評価性引当額 | △106,161千円 |
| 繰延税金負債(固定)との相殺 | △59,317千円 |
| 小計 | 7,320千円 |
| 繰延税金資産合計 | 58,108千円 |

(繰延税金負債)

- 3) 固定負債
- | | |
|----------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 59,317千円 |
| 繰延税金資産(固定)との相殺 | △59,317千円 |
| 繰延税金負債合計(固定) | －千円 |

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品等
取得価額相当額	55,353千円
減価償却累計額相当額	35,290千円
期末残高相当額	20,062千円

2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,519千円
1年超	11,784千円
合計	21,304千円

3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	17,390千円
減価償却費相当額	10,777千円
支払利息相当額	1,189千円

4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

関連当事者との取引に関しましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。
(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11 号 平成 18 年 10 月 17 日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13 号 平成 18 年 10 月 17 日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	2,143円93銭
1株当たり当期純利益	9円74銭

⑤ 監査報告書謄本

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸	項	目	比	率
(a)	純資産額規制比率	[純資産額／リスク額×100]	374,592.15%	
(b)	純資産額資本金比率	[純資産額／資本金額×100]	894.2%	
(c)	自己資本資本金比率	[自己資本／資本金額×100]	894.0%	
(d)	自己資本比率	[自己資本／総資産額×100]	29.5%	
(e)	修正自己資本比率	[自己資本／総資産額×100]	29.7%	
(f)	負債比率	[負債合計額／純資産額×100]	238.4%	
(g)	流動比率	[流動資産額／流動負債額×100]	124.4%	